

居宅介護支援 重要事項説明書

【指定居宅介護支援事業所】

和寿園居宅介護支援事業所

居宅介護支援契約重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 担当する介護支援専門員

担当部署 居宅介護支援事業所

担当者 岩田 京子
岡本 ひろみ
田中 憲彰

連絡先 079-593-1396
(午前8時30分～午後5時30分、休祝日・年末年始は休み)

2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム 和寿園
所在地	兵庫県丹波篠山市高屋19番地2
管理者	岩田 京子
連絡先	TEL 079-593-1396 FAX 079-593-1397
営業日	平日（休祝日・年末年始は休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供実施地域	丹波篠山市全域・他隣接地域

3 事業所の法人概要

法人名	社会福祉法人 和寿園
所在地	兵庫県丹波篠山市高屋24番地
連絡先（代表）	TEL 079-593-0069 FAX 079-593-0070
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 細見 政利
法人の行う他の業務	・養護老人ホーム ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 ・訪問介護 ・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・通所介護 ・介護予防訪問介護 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防通所介護 ・サービス付き高齢者向け住宅

4 当事業所の従業員

職 種	職 務 内 容	
管 理 者（兼務）	スーパーバイザー	1 人
介護支援専門員(ケアマネジャー)	相談業務	2 人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、支援する事を目的とします。
運営方針	・利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します ・介護保険法令の遵守 ・公正中立な居宅介護支援の提供 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画等の作成を行います

6 提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書本文第4条から第7条に定める利用者に提供するサービスの内容は、次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
居宅サービス 計画の作成 (契約書本文第4条)	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者やご家族に提供します。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 4 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等が、保険給付の対象となるサービスと、対象とならないサービス（自己負担）を区分し、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、その意見を伺います。 5 居宅サービス計画の原案は、利用者やご家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い、利用者から書面による同意を得ます。	○

居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	1 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 2 利用者が入院又は介護保険施設への入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。	○
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価 (契約書本文第4条)	1 利用者やその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。	○
給付管理 (契約書本文第4条)	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 (契約書本文第4条)	1 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 2 介護サービス提供事業所については、別紙一覧表を提示し選択していただきます。	○
医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第4条・別紙1)	ケアプランの作成（又は変更）時やサービスの利用に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第4条・別紙1)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関に連絡を行います。	○
居宅サービス計画の変更 (契約書本文第5条)	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者に合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。	○
要介護認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○

サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第7条)	1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。(但し、別紙に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります) 2 利用者は、契約終了の際は、事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合には、相談窓口の担当者にご連絡下さい。	○
訪問回数の目安	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。(要介護認定有効期間中 1ヶ月あたり1回程度)	○

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

要介護1・2	月額 10,860円
要介護3・4・5	月額 14,110円
特定事業所加算Ⅲ	月額 3,230円

※サービス提供証明書を丹波篠山市役所の窓口に提出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合があります。

※その他に初回加算、入院時情報連携加算、緊急時等居宅カンファレンス加算、退院退所加算、小規模多機能型連携加算を算定する場合があります。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります。	利用のあった月ごとに集計し、翌月15日までに請求します。
本契約の解約料	—	契約書本文第9条第1項、文書による解約の申出により、直ちにこの契約を解除する場合は、原則として 解約料が必要となります。	お支払いに関しては、その月の20日までにお願いします。
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了する事となります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出が無い場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

※ 解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

10 プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者や家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する時、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う時に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に署名押印いただきます。

11 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償します。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険名 全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」
- ・保険の内容 損害保険

12 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

※サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

窓口名 居宅介護支援 担当者 岩田 京子	連絡先	079-593-1396
	FAX	079-593-1397
	(受付時間	午前8時30分～午後5時30分)
	緊急連絡先	079-593-1396

・介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号	
兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617
	受付時間(平日) 午前9時～午後5時15分
丹波篠山市役所介護保険担当課	丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課介護保険係
	所在地 兵庫県丹波篠山市北新町41
	連絡先 079-552-1111
	受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時15分

13 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

令和 年 月 日
時 分～ 時 分
場 所

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 職名 介護支援専門員 氏 名 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容を確認しサービスの提供に同意いたします。

契約者(利用者) 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、内容を確認し、サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住 所

氏 名 印

(契約者との関係)

※立 会 人 住 所

氏 名 印

(契約者との続柄)

法 人 所在地 兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
名 称 社会福祉法人 和寿園
理事長 細 見 政 利 印

(付属別紙)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の 特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する居宅介護支援サービスについて

- ・利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から15日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることがないように配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合は、契約を終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約を継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、利用料の全額をいただきます。

4 注意事項

- ・要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。